第千一 百十五号

平成十三年

百

曜

八月二 木

日

3

目 次

告 示

特定高山植物販売業開始の届出...... 富士山に関する県民等アンケート調査の実施 . 四 三 四三

特定計量器の定期検査の実施...... 平成十三年度クリーニング師試験の実施 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表...... . 四三六 . 四三六 四三四四

換地処分の実施 (四件)

換地処分の届出...... 公安委員会

遊技機の型式の検定......

平成十三年六月二十八日付け第千二百五号中......

示

告

山梨県告示第三百六十一号

例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、 富士山に関する県民等アンケート調査を次のとおり実施するので、 告示する。 山梨県統計調査条

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野

調査の目的

ことにより、富士山の環境保全対策の推進及び富士スバルラインへの法定外目的税の 県民等を対象にアンケート調査を実施し、 富士山の将来像や期待等を明らかにする

富士山のイメー ジに関する事項

建

二村生村村 番上草 地手摩 北五百 大 五五明 八 野 公野

導入検討などについての基礎資料とする。

二 調査事項

第千二百十五号 平成十三年八月二日

Щ

梨

公

報

2 富士山の開発と自然環境保全に関する事項

富士山の自然環境保全対策の推進に関する事項

\equiv 調査の範囲

調査地域

山梨県全域 (富士山五合目を含む)

2 調査対象

在住者にあっては四百五十人、その他の県内地域在住者にあっては四百五十人)) 県内在住者から無作為に抽出した者(九百人(富士箱根伊豆国立公園富士山地域

- 県政モニター (二百七十人)
- 富士山五合目来訪者 (五百人)

兀 調査の期日

平成十三年八月九日から同年九月三十日まで

調査の方法

五

調査票の配布及び回収は郵送により行い、 県内在住者から無作為に抽出した者及び県政モニター については自計式調査とし、 富士山五合目来訪者については他計式調査

調査員の聞き取りにより行う。

四三八 . 四 三 八

山梨県告示第三百六十二

.四三八

. 四四〇

り次のとおり告示する。 項の規定による特定高山植物販売業開始届の提出があったので、 山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第一 同条第三項の規定によ

平成十三年八月二日

Щ 梨県知事 天

野

建

所在地の名称及び |の種名 |販売しようとする特定高山植物 開始予定年月

及び住所氏名又は名称

尾二四七一番地 浅明明 大明野村 大师卿公社直壳所 大明野村農 月二日 日二年八

チョウジコメッツジ及びムシト モホイカグマ、キタダケトリカブト、クロイカグマ、キタダケトリカブト、クロイカグマン、ニョホウチドリ、カテンジ、ホウオウシャジン、ボウオウシャジン、ボカマンテドリ、カテリング、カーリ

	理事長・小・沢・介・三	職員共済組	平成十三年八月二日 により、山梨県市町村職員共済組合の平成十二年度の決算を次のとおり公表する。	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二条)第二十二条第三項の規定山梨県知事 天 野 建	平成十三年八月二日	山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。山梨県市町村職員共済組合の決算の公表	公告	リスミレ	山 梨 県 公 報 第千二百十五号 平成十三年八月二日

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成12年度決算の要旨を公告する。

1. 組合に属する地方公共団体等

*	2.0,,2.,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
क	E J	村	一部事務組合等	合 計
6	37	20	46	109

2. 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

(単位:人・千円)

組合員の種別		般	市町	村長	特定	消防	任意	維続	合	ät
組合員数	9, 1 (23		63		72	9	23	10	10,	186
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	~-	短期	長期	短期
給料月額	2, 865, 326 (103, 311)	2, 869, 659 (103, 925)	38, 897	44, 460	236, 007	236, 044		68, 112	3, 140, 230	3, 218, 275
一人当たりの諸科月観	313 (434)	313 (437)	617	706	324	324			308	316

(注) () 欄には、特別職等について内書きした。

3.組合職員の数は、次のとおりである 経理単位 義務 保護 人員 9 5 宿泊 貯 金

4. 各経理単位別収支状況									単位:千円)
区分	短期	長期	棄 務	保健	宿泊	原金_	貸付	財形	基硬年金支拉
(収入)		1					1		l
負担金	1,677,334	7, 330, 133	87, 847	149,088	 		h	~	
介護分	100, 532		 .	ļ <u> </u>	!				
掛金	1,669,953	3,919,780		148, 401	i		ļ		
介護分	100, 490			<u> </u>	l				
施設収入・商品売上	 			ļ	74, 592				Ĺ
基礎年金交付金		1, 267, 383			L		ļ		
利息及び配当金	8, 557	908, 498	380	4, 795	188	400, 456	7		
介護利息	10			ļ	ļ				L
その他収入	222, 316	16, 962	291	39, 319	785	78	292, 939	92	306, 636
他経理から繰入金	1		29, 374	<u> </u>	1,006,000				
前年度繰越支払準備金	355, 455	l		L	L		ļ.,		
前年度綠越長期給付積立金		45, 916, 196			<u> </u>		<u></u>		
\$÷	4, 134, 647	59, 358, 952	117, 892	341,603	1,081,565	400, 534	292, 946	92	306, 636
(支 出)									
給付金	2, 128, 116	7, 807, 764		1					
役職員給与	T	i	68, 582	41, 178	43, 913	15, 606	26, 567		
旅費・事務費			7, 174	5,076	1.96!	1, 663	1, 968		
商品仕入	1	 -			1, 238		-		
飲食材料費					15, 338		-		
委託費			518	6, 807		36			
支払利息		1				207, 194	242, 453	92	
連合会払込金	72, 877	921, 453					17, 531		
連合会拠出金	64, 497	1		<u> </u>	i				
老人保健拠出金	836, 069				-				
退職者給付拠出金	357, 483	1	-						
介護納付金	208, 998								
基礎年金拠出金負担金	200,000	2, 554, 212					-		
他経理へ繰入金	14, 687	14, 687		1,006,000	 				
その他支出	48, 631	14, 00.	25, 720	181, 145	52, 580	4, 817	17, 607		306, 636
次年度繰越支払準備金	349, 628		23, 720	181, 143	32, 300	4,617	:1,001		300, 030
次年度繰越長期給付積立金	349,020	10 000 026			 	-			
	1, 200, 200	48, 060, 836	101.00:	1 040 000	115 000	000 015			
#†	4, 080, 986	59, 358, 952		1, 240, 206	115,030	229, 316	306, 126	92	306, 636
差引当期利益金	 	0	15, 898	△ 898, 603	966, 535	171, 218	△ 13, 180	0	
差引当期短期利益金	56, 609				!				
差引当期介護利益金	△2,948	l			L				
年度末支払準備金	349, 628]							
年度末長期給付積立金		48, 060, 836							
年度末資本剰余金	1		500	T	11, 451		 +		
年度末利益剰余金	517, 055		80, 898	571, 765		403, 155	82, 381		

平成十三年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一項の規定により、 クリ

平成十三年八月二日

ーニング師の試験を次のとおり実施する。

試験日時

山梨県知事 天 野

建

三 受験資格

試験場所

平成十三年十月十日 (水)午前九時

甲府市中小河原町四百三番地の一

雇用・能力開発機構山梨職業能力開発促進セン

2 旧国民学校令 (昭和十六年勅令第百四十八号) による国民学校の高等科を修了し

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第四十七条に規定する者

3 った者 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わ

4 号) 附則第二項各号のいずれかに該当する者 クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令 (昭和三十年厚生省令第二十

兀 受験手続

提出書類

受験願書

履歴書

生局長の認可を受けた者はその認定書の写し) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類 (地方厚

日を記載したもの) 一枚 チメートル)、無帽、正面上半身のもので、 写真 (出願前六月以内に撮影した手札形 (縦十・五センチメートル、横八セン 裏面に氏名、生年月日及び撮影年月

受験手数料

2

ないこと。) 七千円(受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、 消印は

受験手数料は、出願を取り消し、 又は受験しなかった場合でも還付しない

3 受験願書受付期間

平成十三年八月二十日 (月) から同年八月二十九日 (水) まで (県の休日を除 ただし、 郵送による場合は、 書留郵便とし、 八月二十九日までの消印のあ

午後一

一時半か

JAフルーツ山梨

るものは有効とする。

4 受験願書等の提出先

だし、県外に住所を有する者は、 受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する保健所に提出すること。 山梨県福祉保健部衛生薬務課(甲府市丸の内一丁1分に住所地を所管する保健所に提出すること。 た

目六番一号)に提出すること。

試験科目

五

1 学科試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

2 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

六 問い合わせ先 受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生薬務課 (電

特定計量器の定期検査の実施

話〇五五

=

一四八八) に問い合わせること。

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、 平成十三年度後期

特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十三年八月二日

山梨県知事 天 野

建

定計量器を持 平成十三年九月六日 平成十三年九月五日 平成十三年九月十日 平成十三年九月七日 平成十三年九月四日 平成十三年九月三日 検査年月日 午後三時まで 正午前十時 同 同 同 同 検査時間 から 山梨支所し 会館 同 同 同 同 検査場所 ツ山 市富士吉田 山梨市 同 同 同 同 区域

山 梨 県 公 報 第千二百十五号 平成十三年八月二日

山梨県公暇																			
第千二百十五号	平成十三年十月五日	平成十三年十月四日	平 万 十 三 年 十 月 三 日	平 戈 十 三 丰 十 司 三 司	习 万 二 至 年 二 月	平 龙 十 三 干 十 三 三 十 三 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	七日平成十三年九月二十	六日平成十三年九月二十	五日平成十三年九月二十	日平成十三年九月二十	平成十三年九月十九	日の対対に対対しています。日の対対は対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対に対対が対対に対対に対対に対対に対	マ 日 覧 三 下 し 1	平成十三年九月十七	平成十三年九月十三	日 平成十三年九月十二	日	平成十三年九月十一	
平成十三年八月二日	同	午後三時まで	ら同三時まで午後一時半か	正午まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ら同三時まで午後一時半か	午前十時から で で	同	同	同	午後三時まで	年前十時から 正午まで	E		3		午後三時まで	ら同三時まで午後一時半か	正午まで から	ら同三時まで
到	回	韮崎市役所	藤井支所梨北農業協同組合	中田支所製北農業協同組合	大草支所 梨北農業協同組合	清哲支所製北農業協同組合	同	塩山農業協同組合	校塩山市塩山北中学	ンター 塩山市老人福祉セ	松里公民館	山秀市役戶	荷場である。	I A おうりも可以	ヨ下部支所 リムフルー ツ山梨	加納岩支所 リムフルーツ山梨	後屋敷支所リムフルーツ山梨	八幡公民館	岩手支所出荷施設
	同	同					同	同	同	同	塩山市	[=	 ii	3	同	同	ļ.]	
	平成十三年十一月二	平成十三年十一月一	—日 平成十三年十月三十	平成十三年十月三十	四日平成十三年十月二十	三日村二十月二十	Z 二 写	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	日	平 日 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平成十三年十月十六	平成十三年十月十五	日	平成十三年十月十一		平成十三年十月十日		平成十三年十月九日	
	午前九時から	同	同	同	同	で 年後三時ま	ら正午まで当た	F 同 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	午後三時まで	正行まで	午前十時から	ら午後三時ま	ら同三時まで 午後一時半か	ら正午まで 午前十時半か	ら同三時まで	正午までたり		正午までが	干前十時から
	特定計量器の所在	同	同	都留市文化会館	コティー センター都留市壬生コミュ	ニティー センター	オローセンター ニューニー	- 1	合う方では、	大月新与莳笳司 且	真木公民館	張所 大月市役所猿橋出	張所 大月市役所梁川出	張所 大月市役所富浜出	分館公民館上畑倉	張月は後月は日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	た月 市 设 所 ご 示 記 記 見 市 设 善 センター	大月市西部農村農村農村農村	大 目 市 殳 听 笙 子 出
ן 	今期検査	同	同	同	同	F	者	报 信 音	5 F		司	同	ī	3		同		大月市	

Щ

梨 県 公 報

J	q
Ξ	Ξ
J	1

公告する。					
同法第九十 第五十四条 2. 块地 2. 换地 4. 换地 5. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10	填	。) 当するいず系第一項各 当するいず系第一項各 当するのででである。 当するのでである。 当するのでである。 当するのでである。 当するのでである。 当するのでである。 当ずるのでである。 できるのでは、 できるのでは、 できるのである。 できまるのである。 できるのでは、 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。		月三十一日を除く。) (県	
<u>5</u> F:	除府 東府 県下	計所量在	午後四時まで	日から平成十四年三平成十三年十一月二	皮革面積計
た。早間場を		に限る。) に限る。) に限る。) に限るかった場合 山梨県計量検定所			
換地		場合			
# 平 成 十	域 全 般 	号のいずれかに該省令第七十号)第一項各の五年通商産業		の休日を除く。)	
.J.。 県営圃場整	るを 市実 の 区す	検定検査規則(場所 (特定計量	午後四時まで	月三十一日まで(県	

換地処分の実施

した。 県営圃場整備事業 (明野地区厚芝第一工区)の換地処分を平成十二年四月二十五日実施 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成十三年八月二日

山梨県知事 天

野

建

換地処分の実施

県営圃場整備事業 (高根地区旭西久保工区) の換地処分を平成十二年十二月七日実施し た。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成十三年八月二日

山梨県知事

天

野

建

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により 換地処分の実施

県営圃場整備事業 (高根地区東井出仲林工区) の換地処分を平成十三年二月一日実施し

平成十三年八月二日

山梨県知事 天

野

建

換地処分の実施

県営圃場整備事業 (高根地区東井出常磐工区) の換地処分を平成十三年二月一日実施し 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成十三年八月二日

山梨県知事

天

野

建

換地処分の届出

第五十四条第三項の規定により、高根町長から換地処分をした旨の届出があったので、 同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法

平成十三年八月二日

山梨県知事

天

野

建

地区名

高根町箕輪堤前地区

= 換地処分をした年月日

平成十二年六月九日

Ξ 換地処分をした土地の権利者数

二十人

公安委員会

遊技機の型式の検定

規定により公示する。 四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 山 梨 県 公 報 第千二百十五号 平成十三年八月二日

大三 秀二 大三 秀二 大三 秀二 メント株式 コナミパー コー コー コー コー コー コー コー	機	
N C R O C キャリプスラ オーフォーコー ボーフオ スポケーフ オーフォース ボザーフォース ボザー マット・コース ボボ ボボ 大大 ボボ 大大 大	ハニー R O C R O C R P J J J J J J J J J J J J J J J J J J	よC ハーC ROC ヤトークスクラ イシスクタラ イシスクタラ Aトークスクラ ストークスクラ ストークスクラ ス株 スポークラ ス株 カークラ ス株 カークラ ス株 カークラ ス株 カークラ ス株 カークラ アークラ アーク
R R R R R R R R R R	C R サーフオ 株式会社 一四〇二三〇 Yガクラ 株式会社 一四〇二三〇 L ティー マンス	よC ROC ヤトーマンス イシスラ オ・リーフォース ドーフォースル オ・リーマンス ボーコース オ・カーマーマース ミ株式式 ホ会社 オ・カーマーマース ボーマーマーマース ローマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマーマ
N. I.	Nニー R Nニー 株式会社 Nニー 株式会社 Nニー ミズホ Nニー ミズホ	よCR ROT 1 CR TOT 2 CR TOT 2 CR TOT 2 CR TOT 3 CR TOT 3 CR TOT 4 CR TOT 4 CR TOT 5 CR TOT 4 CR TOT 5 CR TOT 6 CR TOT 7 CR TOT 7 CR TOT 7 CR TOT 8 CR TOT 8 CR TOT 9 CR TOT 1 CR TOT
R + フォ 株式会社 O四〇四五四 株式会社 CRUF サミー株 - 〇〇二四〇 株式会社 CRUF サミー株 - 〇〇二四〇 株式会社 CR+ッズ 式会社 - 〇〇二四〇 株式会社 CRキュ 株式会社 - 〇〇二二〇 ドディ 代 ドディ 代 ドディ 代 ボス会社 - 〇〇二二〇 丁目一一番 丁目一一番 丁目一一番 - 番 - 番	R	よこ スートーフオ スートーフオ スートーフオ スートーフオ スートーフオ スポートース スポート スポート スポート
マーティー ミズホ	***********************************	よ C R C R C R C R C R P Y X F R P
はちんこ遊技	世界 () R	機
語 ()	動役物 動役物 開生 開生 開生 開生 開生 開生 開生 開生 開生 開生	機
ハニー 株式会社 一〇〇一二〇	動役物 第二) (リ表 用別第六条第 (リ表 一号イ()別表 一一号イ()別表 「一ティー」 ミズホ に し に い に い に り に り に り に り に り に り に り に り	でである。
	役物	よ龍神拳 ミズホ 一〇〇

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番